京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成22年11月30日京都市条例第3

5 号) (行財政局人事部給与課)

諸般の状況により、職員の給与について、次の措置を講じることとしました。

1 期末手当の改定

平成22年12月以後に支給する期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定します。

区分		改	正	前	改	正	後
平成 22 年度	12月 支給分	及び京都市 条第1項第 用を受ける 職員」とい 00分の8 地位にある	万職員給 第9号(以 50 50 50 50 60 60 60 60 60 60 60 60 60 6	合料表の適 下「指定職 あっな監督 又は監督が 全理監督職	100分の にあっては 定職職員に の75,管理 は100分	100分 あって <i>l</i> 黒監督職	かの80,指 は100分 員にあって
平成 23 年後	6月支給分		機職員にる 5,管理		100分の 職員にあっ 5,指定職職 0分の62. にあっては 5)	ては1 機員にあ 5,管	00分の6 っては10 理監督職員
	12月 支給分	及び指定職	機職員にる 5,管理	監督職員に	100分の 職員にあっ 0,指定職職 0分の77. にあっては 5)	ては1 歳員にあ 5,管	00分の8 っては10 理監督職員

2 勤勉手当の改定

平成22年12月以後に支給する勤勉手当の支給割合の限度を次のとおり改定 します。

区分		改	正	前	改	正	後
平成 22 年度	12月 支給分	あっては1 職職員にあ	00分の hっては 監督職員	任用職員に 35,指定 100分の にあっては	あっては1 職職員にあ	00分の つっては 監督職員	任用職員に 030,指定 100分の にあっては
平成 23 年度 以後	6 月支 給分 1 2 月 支給分	あっては1 職職員にあ	00分の かっては 監督職員	任用職員に 035,指定 100分の にあっては	員にあって 5,指定職時	は100 職員にあ .5,管	っては10 理監督職員

3 給与からの控除制度の一部廃止

京都市健康保険組合の解散に伴い,同組合の貸付金の弁済金等を給与から控除することができる制度を廃止します。

上記1及び2の措置のうち平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の限度に係る部分並びに上記3の措置は平成22年12月1日から、その他の措置は平成23年4月1日から実施することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 35 号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「100分の150」を「100分の135」に, 「及び」を「にあっては100分の80,」に, 「100分の85」を「100分の75」に, 「100分の130」を「100分の115」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の70」を「100分の65」に,「100分の80」を「100分の75」に,「100分の90」を「100分の85」に 改め,同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

第23条の2各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第6号及び第7号を 削り、同条第8号を同条第6号とする。

第2条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の125」を「100分の122.5」に、「及び」を「にあっては100分の65、」に、「100分の65」を「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同項第2号中「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の75」を「100分の77.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に,「100分の75」を「100分の77.5」に,「100分の85」を「100分の87.5」に改め,同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から,第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)